

令和4年度第1回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和5年2月14日(火)午後2時から午後4時25分まで

2 場所 吹田市立千里市民センター 大ホール(千里ニュータウンプラザ 2階)

3 出席者ほか

(1) 委員 10名

岡田忠克	会長	松木宏史	副会長		
下郡竜太郎	委員	村岡朝子	委員	多喜聖子	委員
木田正章	委員	吉久正規	委員	森戸秀次	委員
辻本武彦	委員	松尾仁美	委員		

(2) 市職員 7名

大山達也	福祉部長
安井克之	福祉部次長
乾裕	福祉総務室長
紙谷裕子	福祉総務室参事
山田卓生	福祉総務室主幹
堀保之	福祉総務室係員
松岡ゆき江	福祉総務室係員

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	
佐伯佳苗	次長
佐本一馬	地域福祉第2係長

(4) 傍聴 1名

4 配付資料

資料1	社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会委員名簿
資料2	第4次吹田市地域福祉計画
資料3	第4次吹田市地域福祉計画推進の取組について
資料4	「第4次吹田市地域福祉計画」進捗管理シート(案)

5 内容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 第4次吹田市地域福祉計画について

(事務局から地域福祉計画について説明)

A委員 資料の18ページをご覧ください。総合的支援のネットワークイメージ図について、まず吹田市と吹田市社会福祉協議会との連携が重要であるということがよくわかります。もう一つ、社会福祉で重要な位置付けにあるのは、

民生委員と児童委員だと思います。民生委員・児童委員が、その他の団体と同じ位置付けで並列して書かれている点に違和感があります。この位置付けについて、考え方を教えていただきたいと思います。

会長 民生委員・児童委員についてはもう少し大きな位置付けにしたほうがよいのではないかという御意見ですが、吹田市に限らず、地域福祉計画・地域共生社会というものは、民生委員・児童委員だけに何か大きな役割や負担を持たせるといよりは、地域のみなが役割や責任を持った地域社会を作り上げていこうという大きな考え方があるかと思います。

A委員 会長のお話はごもっともです。しかし、民生委員・児童委員は国から委嘱されていますので、他の一般的な隣近所の住民や当事者組織と並列するものではないと思います。本来リーダー的な役割で力を発揮していただく方々であると思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局 会長からの説明の通り、地域での課題については、特定の方に責任を持っていただくだけではなく、みんなで課題解決に向けた取り組みをしていくというのが地域共生社会の考え方になっております。民生委員・児童委員につきましては、この12月から定数を大幅に増員しました。これは民生委員・児童委員の中でもなるべく特定の方だけに負担が行かないような形にしたいと考えたためです。例えば民生委員・児童委員の方からは、普段の会話や雑談の中で困りごとをキャッチして、それを相談機関につなげていくことを意識されていると聞きました。このように、民生委員・児童委員や他の関係機関の方を含めて、地域の身近なところで相談をキャッチしていただける方という位置付けで、この専門分科会で議論いただき、イメージ図を作成したという経緯がございます。

A委員 内容はよくわかりました。ただ、民生委員・児童委員というのは地域の中で中心的な役割を果たすために任命されていると思います。みんなで分け合って地域の仕事をしましょうという意図も分かりますが、やはり中心的役割であるということは、事務局としても市民に啓発していただければと思います。よろしくをお願いします。

会長 ありがとうございます。啓発についてはこれから機会を捉えて発信していきたいと思います。事務局から説明いただいた通り、いろんな関係者が役割を担うというところを説明した図となっていますので、決して民生委員・児童委員を過小評価しているという意味ではないということを御理解いただけたらと思います。

B委員 委員から大きな期待をいただいているということについては、非常に我々もうれしく思っております。おっしゃるように、我々は厚生労働大臣からの委嘱を受け、法的にも守秘義務が課せられている点では、一般の地域のボランティアと異なっていると思います。また行政からは、負担をかけすぎではいけないという配慮をいただいて、ありがたく思っています。市民の困りごとに関してアンテナを張り、地域からの情報を集約して、適切な専門機関につないでいくというのが我々の主たる役割だと思しますのでこれからも御期待にそえるように頑張っていきたいと思っております。

イ 第4次吹田市福祉計画推進の取り組みについて (事務局から地域福祉計画推進の取組について説明)

事務局 続きます、社会福祉協議会より、吹田市地域福祉計画に関する取組を報告いたします。

吹社協 計画冊子21ページを御覧ください。先ほど事務局からのお話でもありましたように、地域福祉活動を進めるにあたって「身近な」という言葉が何度か出てきていると思いますが、私たちもやはり「身近な場所で」ということが一つのキーワードになるかなと感じております。身近な場所で、人と人がつながったり、身近な場所でほっとできる場所、そして身近な場所で、私たちコミュニティソーシャルワーカーのような専門職とつながれる、そんな場所がたくさんあることが、この地域福祉を進めるにあたっては必要だと思っております。身近な場所の例として、小学校区単位で活動する地区福祉委員会活動があります。福祉委員会活動については、約半世紀にわたり、身近なところで、高齢者、子育て世代、障がいのある方々が交流できるような事業を一生懸命、丁寧に進めていただいております。

しかしながらコロナ禍の影響によって、この集う場所、つながる場所をなかなか開催できない状況となりました。コロナ禍前の令和元年度は、地区福祉委員会活動（子育てサロン、高齢者向けサロン、昼食会など）に、延べ約6万人の方に参加いただきました。しかし、コロナ禍の影響で令和2年度には、それが6分の1、約1万人超の参加者、令和3年度になると少し増え、約2万人の方が参加されたという現状です。令和4年度には少しずつコロナの状況も回復してきておりますので、参加の人数が増えてくるかと思っております。計画冊子23、24ページにあるような、コロナ禍でも「できる時にできることを、できるだけ」ということを合言葉に、今までの活動と少しやり方を変えて、例えば、見守り声掛けができないのであれば、手紙でやりとりをしようと、今まで関わりが少なかった学生にも協力してもらいました。また、昼食会ができないので、お弁当を公民館などの拠点でお渡しして、安否の確認、外出の機会を作りました。それからオンラインという新しいツール

ができましたので、スマートフォン講座を開催するなど、今までなかったことにチャレンジができたと思っております。

計画冊子の 22 ページでは、地域福祉活動、ボランティア活動の促進というところで、こういったボランティア活動等に、参加する機会がなかなか得られない、地域でも担い手が出てこないというお話も聞いております。今現在、当会に設置しておりますボランティアセンターでは、ボランティア入門講座、傾聴ボランティア講座、精神保健ボランティア講座など、いろんな形できっかけを作っております。また、3月12日にボランティアセンターまつりと称しまして、気軽に、ボランティアに触れられるイベントなども実施予定です。

地区福祉委員会活動については、なかなか目立つ活動ではないということもあって、その良さや魅力というのは伝えきれていない部分があるかなと思います。地区福祉委員会活動については、社協だよりやホームページを通じて広報しております。引続き、市の協力も得ながら、社協、また、このボランティア活動、地区福祉委員会活動をPRしていきたいと考えています。

会長

社会福祉協議会でも、地域共生社会を目指す中で、身近な場所、地域をどう支えていくのか、日常の中でどうネットワークを組みながら支援をしていくのかということを考えていきたいということだと思います。

また、重層的支援体制整備事業の話では、地域の中で住民が困らないために、各関係機関がワンストップで対応し、情報共有していく仕組みを構築することで、重層的支援体制整備事業の3つの事業が成立し、実施することができると考えて整備を進めていただいているところかと思えます。

3つの事業について説明いただきましたが、一つ前の議事で、地域福祉計画の重点取組の説明がありましたが、これが柱になっているかと思えます。

せっかくですので質問がある方はいますか。

A委員

先ほど事務局である市から説明をいただきましたが、途中で社会福祉協議会からの説明と報告に代わったかと思えます。吹田市から社会福祉協議会には事業委託されているのでしょうか。市と社会福祉協議会がどういう関係なのか説明いただけますか。

事務局

計画冊子の 12 ページを御覧ください。下の図のとおり、社会福祉協議会が実施している事業と、委員がおっしゃったように、市からの委託業務として、実施する事業があります。社会福祉協議会は、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するために、地域福祉を推進する上で必ず市と連携して取り組んでいくという位置付けの団体になっております。社会福祉協議会は社会福祉法人という法人格を持った法人であり、市の範囲とは切

り分けて、連携して取り組んでいくという関係です。

A委員 要は、社会福祉法人としての吹田市社会福祉協議会の自主的な活動と、市が社会福祉協議会へ委託する事業の2本立てだということでしょうか。

事務局 市からの委託事業と、社会福祉協議会が独自で事業を実施するもの、それから市が補助金を支払うことができる補助事業の大きく3つがあります。

A委員 委託事業、補助事業、それから自主事業の3つですね。わかりました。

会長 他に質問があればお願いします。

C委員 まずは自己紹介をさせていただきます。私は吹田市社会福祉協議会施設連絡会から代表して出席していますが、普段はのぞみ福祉会という精神障がい者の方々を応援する法人で勤務をしております。約25年間ずっと障がい者福祉に携わってきたので、地域福祉という広い観点ではまだまだ理解しきれていないこともあると思いますが、普段は五月が丘で地区福祉委員の活動もさせていただいているところです。そしてこの第4次地域福祉計画の策定から委員となり、その前は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の委員をしていました。

まずは成年後見制度について、利用促進に向けた取り組みは必要だと思いますし、実際に活用された利用者もいました。そのケースでは精神障がいをお持ちの方と、その母が行う財産管理の支援のために成年後見制度を使うことになりましたが、その母自身は制度を利用することによって財産管理ができなくなることを親戚に知られてしまうのではないかと不安に思い、利用を控えたいという希望がありました。制度を利用することによって周りからの目が気になるという声が実際にあり、社会の理解が進んでいないところだと思います。利用促進のために制度の周知に努めることはすごく大切なことだと思いますが、その制度を安心して活用できるような地域社会づくりも必要になってくるのではないかと思います。そういった取り組みが行われているか、事務局からお聞かせいただきたいです。

次に、重層的支援体制整備事業についてです。精神障がい者福祉の分野でも、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築しなければならないということが言われだして久しく、吹田市でも構築に向けた動きが過去にありましたが、しぼんでしまい、今また地域自立支援協議会の中で部会を作ってやっていこうと立ち上がったところです。地域包括ケアシステムを精神障がい者バージョンで作り上げるということでも相当な苦労がある中で、この重層的支援体制のシステムは理想的な話ではあると思いますが、具体的にどうしていくのかがわかりにくく感じました。例えば相談支援

の中に障がい者相談支援事業がありますが、普段関わりがある事業所もとても忙しそうで、多量な業務をされているという現状もあります。そういったところが重層的支援体制をどう担っていくのか、何か具体的な行動計画があれば教えていただきたいと思って質問しました。

会長

1点目については事務局からも回答があると思いますが、成年後見制度の利用者への地域の理解が進んでいないことと、それに対する取り組みについての御指摘だと思います。2点目の重層的支援体制整備事業については、イメージは理想的ですが実際は難しいですね。想定される関係機関が多忙なこともあり、重層的支援という言葉を押し付けてしまうと本当に崩壊するのではという懸念もありますが、そのためにいろいろな関係機関を中核となる組織がうまくつないで、必要な支援を考えていく人材を市としても養成していかないといけないし、当然事業者にも専門職者の育成のトレーニングをお願いしていくことになるかと思います。御指摘いただいた点を踏まえて、特定の機関が多忙にならないように、どう作り上げていくかが課題だと、個人的には思っています。

事務局

私からは成年後見制度の利用促進の取り組みについて説明させていただきます。先ほどC委員から秘匿性について御意見をいただきました。検討会議の中でもあまり触れられていない観点であり、貴重な御意見をありがとうございます。まずは市民の方々に安心して御相談いただけるような地域連携ネットワークを構築していく必要があると考えております。そのネットワークの中心を担う中核機関をどのようなものにしていくのかということ、皆さんの意見を集約しながら今後の検討会議を進めて参ります。

事務局

皆様御存知の通り、すべての課題において、重層的支援体制整備事業を活用して解決するというスキームを考えてはおりません。あくまでも、様々な部署にまたがるような複雑な課題を抱えた方について、一つの相談機関で抱えることが難しいという側面から、この重層的支援体制整備事業が必要であるという認識です。従来通り各相談窓口で対応をしていただき、その中で、ここは他の分野と連携したいということがあるかと思います。そういったときに個人情報共有できるメリットを持つ重層的支援会議を活用し、複雑化した課題について解決に向けた取り組みができれば理想的だと考えております。

C委員

私も精神障がい者の方を応援させていただくにあたって、常に地域の皆さんの活力をいかに活用するかを考えています。重層的な支援を考えたときにも、地域の力が必要だと思っています。施設連絡会でも高齢、障がい、児童といった垣根を超えて、地域の皆さんとの関わりをどう作っていくか

ということにも取り組んでいますので、今の重層的支援の課題についても地域や施設連絡会の中で共有しながら、貢献できるよう頑張っていきたいと思いました。

会長 特定の機関だけが負担するというのではなく、社会福祉協議会が関係し、また施設連絡会が関係し、その中で共有されていくことで、市全体として方向性が確認できればいいと思います。やはり顔の見える関係性を作りあげていくためにもこういった会議を行うことが、シンプルですが大事だと思います。

他に質問はありますか。

A委員 後見人を必要とされる方がいろんな面で不安をお持ちだというお話があったと思います。この人だったら安心してお任せできるなという、対象者の不安を払拭できるような後見人を選ぶということが一番重要なポイントだと思うのですが、新聞などでは、弁護士など法律関係者が、公的な形で後見人になられて、対象者の財産を勝手に運用し、消費してしまったというようなことが報道されています。後見人については、対象者を一番よく知っている親族や地域の方などに十分事情を調査したうえで、選任されることが必要だと思います。この制度では、御本人の不安と選ばれる後見人がどんな人かという不安があるので、その両方を払拭するためにこの仕組みを活かす必要があると思っております。

事務局 まさに本人が納得できるような後見人をつけていただくということは非常に大切なことであると思います。国が示す中核機関の機能の中にもマッチング機能というものがあり、本人が必要とする方を選任できるような仕組みづくりが大切だとされています。その点も踏まえ、中核機関の機能として検討したいと思います。

会長 他に何かございませんか？

D委員 皆さんの貴重な意見を聞いて、いろいろ考えていけないといけないなという感想です。また成年後見のことについては、私も先ほどの意見と同じようなことを思っておりました。やはりマッチングはすごく大切だと思います。

会長 地域の方のことをよく御存知だと思いますので、またいろいろ情報共有していただけたらと思います。

E委員 障害者相談支援センターとして重層的支援体制整備事業にどのように関

わっていけば、国で言われているようなシステムができるのかということ
は常に考えています。民生委員や地区福祉委員、地域の事業所や社会福祉協
議会の方々など、たくさんの人と一緒にやっっていけないといけない中で、私
たちはどこに立ち位置を持っていけばいいのだろうと思っています。理想
的な重層的支援体制ができたら本当にすばらしいとは思っています。その
ために少しでもお力になればいいなと思っています。

会長 重層的支援については、厚生労働省もたくさん事例を出しており、その事
例も様々で、地域の特性に合わせて中核となる機関もばらばらです。吹田市
は吹田市の個性や、地域の特性もありますので、それを基盤として仕組化し、
つながりをつくるため、計画を作っっていけないといけないということだと思
っております。

B委員 困りごとというところでは問題が複雑化・複合化してきて、その要因は1
つや2つではない中で、我々民生委員はどのようにつなぎ役としてつなげ
ていけばいいのかというところが一番問題になってくると思います。その
時につなぐ先が縦割りであると本当の解決にはなかなか近づきません。そ
ういった問題を解決するため、包括的に重層的支援体制を作っただけ
れば、我々も、困りごとの気づきから、つなぎ先にスムーズに持っていきま
すし、その窓口としての役割を担っしていきたいと思っていますので、早く重
層的支援のシステムができることを期待しております。

会長 福祉において支援をつなぐというのはとても大事な役割で、民生委員の
活動は、本当に貴重であり、今おっしゃったように、せっかくつなげた先で
止まってしまうということがないように、それを何とか突破しようという
のが重層的支援です。

F委員 初めて参加いたします。私は高齢者施設で16年ほど、岸部の特養を主に
社会福祉法人として活動しております。

私自身も地域活動として、主に地区福祉委員や地区公民館企画運営委員、
青少年対策委員など複数にわたって活動していますが、今感じるのは、委員
の担い手が本当にないところなんです。民生委員の話を見ると、兼務され
ている方も多くですし、地区福祉委員の中では私が最年少です。高齢者が多
い中でコロナ禍では活動の自粛もありましたが、地域の方同士だから気づ
けることもあり、地域の中でつながりを持つことの重要性を感じる一方、担
い手をどう確保していくかを考える必要があると思います。

非常時のことと言うと、コロナ禍での昼食会は集まって食事をするこ
とができなかったため、配食に変えたことで男性の方が非常に増えました。今
までの集まりは女性の参加者が圧倒的に多かったもので、そういった面でも

コロナ禍の中でいろいろ気づけたことも多いですし、地域の活動にも変化が求められるということを感じております。こういった活動への参加促進として、具体的に案があれば知りたいと思います。

また、地域で活動していると、民生委員からの相談が非常に多いです。自分が住む地区と、働いている施設の地区は違うのですが、それでも顔が見える関係性があるところに相談してくれているのだと思います。私自身が何かするわけではなく、そのまま例えば地域包括支援センターにつながります。結果的に事業所側が地域に出向かないと、顔の見える関係性はできないのかなと思います。重層的支援体制のイメージ図に描いてあるような場所をどこで作るのか、どこがコーディネートするのかが一番気になるところです。ただ、それが実現したらすごく強い力になるというのは実感するので、こういった連携は必要だと思いますし、地域の方と、私たち福祉の人間とが関わることで安心してもらえることもたくさんありますし、あとは担い手の負担軽減にもつながると思っています。

事務局 重層的支援体制整備ということで理想的な包括システムを構築するということがありますが、まずは来年度に今ある既存の資源や会議体がこういったものがあるのか整理をしていくところからスタートすることを考えております。整理をしていく上で、イメージをどんどん形成していくということで、段階を踏んで進めて参るところです。

ウ 第4次吹田市地域福祉計画の進捗管理シート（案）について

（事務局から進捗管理シート（案）について説明）

会長 評価指標というのは、策定段階の委員会でも議論された話だったと思います。実績値を4-2の資料に落とし込んで、次回以降の委員会で各委員から御意見をいただくというような流れで御理解いただけたらと思います。

G委員 この目標値というのは、ある問題に対し、達成する目標の数字を掲げることと、問題の改善の状況がわかるようにしていくためのものだと思います。報告の段階では、何が問題であったので、何をしたら、少し改善されているということが具体的にわかりやすく表現されていないと不十分だと思います。単に、達成率48だったものが、49になりました、50になりましたという数字的なことだけではなく、内容的な変化が具体的に記載されるとわかりやすいと思います。第4次計画策定するときにもお話ししましたが、私は、中間の数字を置くべきだと思います。中間というのは、5年間当初に置いた数字をそのままずっと載せていくのではなく、どこか見直しができるような工夫があってもいいということです。ここに書かれている進捗管理シート（案）は、これでいいと思いますが、今みたいなことが書かれないと、単

に数字が上がっているだけということになるので、本末転倒になってしま
うかもしれません。それだけを懸念していますので、そのあたりがクリアな
発表、報告の仕方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 これも大事なことで、各部署が数字だけでなくプロセスがわかるような
形で記載できるように様式を考えていただきたいです。プロセスが共有さ
れることで、他の部署にもどうひう形で段階的に進んでいったかがわかり
ますのでそこをお願ひしたいです。

最後にH委員、前の議題も含めて何か御感想などありますか。

H委員 実は私の母が認知症で、成年後見人のことは最近勉強し始めており、自分
が「補佐」になるため家庭裁判所で手続きが必要だということを弁護士事務
所で知りました。市役所ではどこに相談すればいいかわからず、活用できま
せんでした。

他の市では亡くなったときに死亡届を出したら、相続が必要な手続きに
ついて市役所で書類をもらえると聞いたことがあります。市民委員になっ
たのは、両親が私に相談する前に、市役所のどこの窓口に行けばいいかわか
らないまま、自分たちで解決しようと苦しんでいた状況があったからです。
私に相談があつてからは、母が病院に入院したことを機に、すぐに弁護士に
頼んだという状況です。

今回のこの会議で、こういった制度があるということをお勉強させていた
だきました。市には生活ホットラインのような、成年後見制度のことはこの
窓口にお聞ひばいいという電話が一本あるといいなと思ひます。

会長 市民の方からの公募選出ということで、今のようひな具体的な話が制度を
作るときには大切です。今後の委員会でも御発言いただければと思ひます。
以上で議事を終了します。